地球温暖化対策計画制度及び 目標設定型排出量取引制度における エネルギー起源CO2排出量算定ガイドライン (改正点)

No	ページ	項目	改正内容
1	P65 から P66	第2部 第5章 エネルギー起源CO2排出量及 び原油換算エネルギー使用量の 算定 1 考え方 (2)単位発熱量・排出係数 (直接排出)	都市ガス供給事業者の 合併・社名変更等に対 応するため、選択方法 について注釈を追加
2	P97 から P98	第3部 第1章 基準排出量の算定 1 考え方 (2)基準排出量の算定方法	令和6年度以降に目標 設定型排出量取引制度 の対象となった、燃料 事業所のうち、燃料 事業以下、燃料等という。)の供給を 主たる事業とする所にする燃料等 もとに基準排出量を 定する方法を追加
3	P107 から P129	第3部 第1章 基準排出量の算定 2 具体的な方法 (5) 排出標準原単位	排出標準原単位の用途 区分と建築基準法の用 途区分等について、建 築基準法の用途区分等 を時点修正
4	_	その他	軽微な修正等